

公正・中立性の観点から留意する項目 (評価項目)		指標	評価基準		評価結果
設置状況	①事務所の配置が、併設サービス提供事業部門と同一建物内にある場合であっても、サービスとマネジメントの分離ができる配置となっている。	事務所の設置状況	適	・事務所は担当区域内に設置されており、かつ地域住民にとって利用しやすい場所に設置されている。 ・事務所が併設サービス提供事業部門と同一建物内であっても、事業所として独立させて設置されている。	適
			要改善	・事務所は担当区域内に設置されているが、地域住民にとって利用しやすい場所に設置されていない。 ・事務所が併設サービス提供事業部門と同一建物内にあり、事業所として独立させて設置されていない。	
	②パソコンを設置し、パスワード管理等により、他の事業部門が開けられないように管理している。	書類等の管理状況	適	・書類やパソコンの情報を、併設サービス提供事業部門と区別して管理している。	適
			要改善	・書類やパソコンの情報を、併設サービス提供事業部門と区別して管理していない。	
職員の視点	職員一人ひとりが、公益的な機関としての認識を持ち、公正・中立性に留意して業務を行っている。	利用者への説明状況	適	・利用者に対し、複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能であることを説明し、理解を得ている。	適
			要改善	・利用者に対し、複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能であることを説明していない。	
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	①介護予防サービス計画作成時に正当な理由(※)なく、特定事業所に偏ったサービス集中がなされていない。	介護予防サービス計画に位置づけたサービス実績 【期間】 特定期間	適	・特定の事業所に集中していない。 ・特定の事業所に集中しているが、正当な理由(※)が認められる。	適 ※資料6-2、6-3参照
			要改善	・正当な理由(※)なく、特定の事業所に集中している。 ・事業所の選定経緯が記録に明記されていないなど、正当な理由(※)が確認できない。	
	②指定介護予防支援業務の委託時に正当な理由(※)なく、特定の指定居宅介護支援事業所への集中がなされていない。	指定介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託実績 【期間】 評価期間	適	・特定の指定居宅介護支援事業所に集中していない。 ・特定の指定居宅介護支援事業所に集中しているが、正当な理由(※)が認められる。	適 ※資料6-4参照
			要改善	・正当な理由(※)なく、特定の指定居宅介護支援事業所に集中して委託している。 ・指定居宅介護支援事業所の委託先の選定経緯が記録に明記されていないなど、正当な理由(※)が確認できない。	
居宅介護支援事業所の紹介	事業対象者及び要支援認定者が要介護状態となった場合に、指定居宅介護支援事業所への紹介時に、正当な理由(※)なく、特定の指定居宅介護支援事業所への集中がなされていない。	指定居宅介護支援事業所への紹介実績 【期間】 評価期間	適	・特定の指定居宅介護支援事業所に集中していない。 ・特定の指定居宅介護支援事業所に集中しているが、正当な理由(※)が認められる。	適 ※資料6-5参照
			要改善	・正当な理由(※)なく、センターと同法人の指定居宅介護支援事業所へ紹介を行っている。 ・指定居宅介護支援事業所へ紹介を行った選定経緯が記録に明記されていないなど、正当な理由(※)が確認できない。	

※正当な理由

- (1) 利用者又は家族の意向により集中した場合
 - ア 特定のサービス事業所等を希望した場合
 - イ センターの担当者から利用者に対し、サービス事業所等のリストを提示して、利用者の選択に従った場合
(その場合、利用者等の意向が書面により客観的に確認できることを必要とする。)
- (2) 町内に5事業所以下である場合など、サービス事業所等が少数である場合
- (3) その他、やむを得ない理由があると判断される場合